

伊勢原幼稚園（認定こども園伊勢原幼稚園）園則（運営規程）

第1章 総則

（目的）

第1条 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令に従って入園する幼児（以下「園児」という。）を保育し、園児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、福音主義キリスト教信仰により、その心身の発達を助長するとともに、認定こども園法第3条の認定を受けた幼稚園型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 本園は、伊勢原幼稚園と称する。また、認定こども園の名称は、認定こども園伊勢原幼稚園という。

（位置）

第3条 本園の位置を、神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目10番5号に置く。

（入園資格）

第4条 本園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの子どもとする。

第2章 保育年限、学期及び休業日、保育時間

（保育年限）

第5条 本園の保育年限は、2年及び3年とする。

（学期）

第6条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月 1日から 7月31日まで

第2学期 8月 1日から12月31日まで

第3学期 1月 1日から 3月31日まで

（休業日）

第7条 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から1月3日まで

2 教育課程に係る教育時間について、前項に次の休業日を加える。

(1) 夏季休業 7月20日から8月31日まで

(2) 冬季休業 12月21日から12月28日及び1月4日から1月10日まで

(3) 学年末休業 3月18日から3月31日まで

(4) 学年始休業 4月1日から4月6日まで

(5) その他園長が必要と認めた日

（保育時間）

第8条 本園の保育時間等は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することが

ある。

開園時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
教育標準時間認定を受ける 子どもの教育時間	午前 9 時 00 分から午後 2 時 00 分まで
保育短時間認定を受ける 子どもの教育・保育時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
保育標準時間認定を受ける 子どもの教育・保育時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

- 2 1号認定の一時預かり（預かり保育）、2号認定の延長保育は、家庭の状況などによって保護者から申出を受けて行い、別に定める保育料を保護者より徴収する。

- (1) 1号認定の一時預かり（預かり保育）

平日 午前 7 時 30 分から午前 9 時 00 分まで
午後 2 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

長期休業中 午前 9 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

- (2) 保育短時間認定の延長保育時間 午前 7 時 30 分から午前 9 時 00 分まで
午後 5 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

第 3 章 保育内容、定員、学級及び職員組織

(教育及び保育内容)

第 9 条 保育内容は、宗教及び幼稚園教育要領に示された 5 領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）などのねらいが達成されるように総合的に指導する。また、保育を必要とする園児に対しては、通常の教育時間終了後に保育を行う。

- 2 子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 育児相談事業
(2) 子育て講演会開催事業
(3) 親子のふれあい交流事業

(利用定員及び学級)

第 10 条 本園の園児の収容定員は 80 名とし、3 学級とする。

- 2 本園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1号認定子ども」という。）

50 名

- (2) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2号認定子ども」という。）

10 名

(職員組織及び職務内容)

第 11 条 本園に次の職員を置く。ただし、必要のあるときは、助教諭、保育補助及び講師、その他の職員を置くことができる。

- (1) 園長 1 名
園務をつかさどり、所属職員を監督する。

- (2) 副園長 1 名
園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

- (3) 主幹教諭 1 名
園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育をつかさどる。

- (4) 主幹保育士 1 名

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

- (5) 教諭（専門リーダー） 2名
専門知識をもって園児の教育及び保育をつかさどる。
- (6) 教諭（職務分野別リーダー） 4名
担当専門分野の知識をもって園児の教育及び保育をつかさどる。
- (7) 事務職員（職務分野別リーダー） 1名
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (8) 園 医 1名
健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する指導助言等を行う。
- (9) 園歯科医 1名
健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。
- (10) 園薬剤師 1名
園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。

第4章 入園、退園、休園及び修了

(入園許可)

第12条 入園は、園長がこれを許可する。

(入園手続)

第13条 入園志願者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

- 2 2号認定子どもについては、子ども・子育て支援法第42条の規定により、市町村によるあっせん・要請を受けた子どもとする。
- 3 本園は、前項の規定において、次の各号に掲げる理由があるときを除き、これに応じるものとする。
 - (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) 施設説明（説明会等）や施設見学の申し入れが事前になかった場合
 - (4) その他、利用するにあたって特別な事情があると認められる場合
- 4 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込があった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を決定する。
 - (1) 面談に基づき選考する。

(退園、休園)

第14条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

- 2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのあるものは、退園又は休園させることがある。

(成績の評価)

第15条 各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第16条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

第5章 保育料、入園料及び入園検定料等

(保育料、入園料及び入園検定料等)

第17条 本園の保育料等は、伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第17号。以下、「基準条例」という。）により、次のとおりとする。

(1) 保育料等

区分	費目・徴収理由	金額
基本負担額	保育料（月額）	園児が居住する市町村が定める額
教育の質の向上を図るための特定負担額	環境維持費（年額）	5,000円
実費徴収	バス代(年額、利用希望者のみ)	38,500円
	給食費：*	
	1号認定（パン給食代、年間）	15,910円
	2号認定（主食代、年間）	19,280円
	2号認定（副食代、年間）	54,000円
料理の日：	1号認定（年額）	450円
	2号認定	0円（副食代に含まれている）
	お泊まり保育 (5歳児クラスのみ)	10,000円
その他の費用	預かり保育費 (1号認定利用希望者のみ)	7:30～9:00(15分毎) 100円
		保育日 11:45～17:00 500円
		保育日 14:00～17:00 500円
		長期休業期間 9:00～17:00 1,000円
		17:00～18:30(15分毎) 100円
	延長保育費 (2号短時間認定)	7:30～9:00(15分毎) 100円 17:00～18:30(15分毎) 100円
	入園検定料（1号認定）	3,000円
	入園面談料（2号認定）	3,000円

※上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用については、実費徴収する。

*所得による副食費免除制度がある。

- 2 上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 納付された環境維持費については、入園を辞退した場合は全額、中途退園した場合は退園日の翌月以降の分を月割りで返還する。その他の納付金の減免については、別に定める。

第6章 その他

(緊急時等における対応方法)

第18条 園児の怪我、不審者の侵入等緊急時における対応方針は、事故防止マニュアルに別途定める。

- 2 本園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じるものとする。
- 3 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事

故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じるものとする。

5 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知するものとする。

(非常災害対策)

第19条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎年2回以上の避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第20条 本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待の防止のために必要な措置

2 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（利用者の家族等子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、伊勢原市子ども家庭相談課、児童相談所等適切な機関に通告するものとする。

(秘密の保持)

第21条 本園の職員は、業務上知り得た園児及びその家族の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情対応)

第22条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者に園長を、苦情受付担当者に主幹教諭及び主幹保育士をあて、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第23条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画：5年間保存
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録：10年間保存
- (3) 市町村への通知に係る記録：5年間保存
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録：5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録：5年間保存
- (6) 幼稚園幼児指導要録：当該児童が小学校を卒業するまでの間保存。ただし、学籍に関する記録については20年間保存

(業務の質の評価)

第24条 本園は、基準条例第16条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその

改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

- 2 職員の自己評価については、年1回実施し改善を行う。認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。
- 3 本園は、定期的に利用児童の保護者その他の関係者(本園の職員を除く)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(情報提供)

第25条 本園は、本園の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

(細則)

第26条 この園則の実施についての必要な事項は、法人が別に定める。

2024年度改訂版